

令和 年度 特別徴収、給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書

※この届出書は異動のあった月の10日までに提出してください。

指定番号	整理番号

美郷町長様		給与支払者 (特別徴収義務者)	名称				係		
令和 年 月 日提出			所在地				氏名		
							TEL		
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の理由	異動後の 未徴収税額 の徴収	1月1日以降退職時 までの給与支払額
フリガナ									
氏名	(新姓) (年 月 日生)			月から 月まで	月から 月まで	R 年	1. 退職 2. 死亡 3. 休職 4. 転職 5. 転勤 6. 長欠 7. その他	6. 普通徴収 (残額個人請求)	円
1月1日 現在の 住所				円	円	月		9. 一括徴収 (残額一括給料引)	控除社会保険料額
現住所	給与の支払を受けなくなった後の住所					日		8. 特徴継続 (給与差引継続)	円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額を一括徴収する場合は、次の欄にご記入ください。

一括徴収の理由	給与又は退職手当 等の支払予定日	一括徴収予定額	備 考	
1. 異動が令和 年12月31日 までで、申出があったため		円	異動する 人の印	一括徴収した 税額は 月分 で納入します。
2. 異動が令和 年1月1日 以後で特別徴収の継続の 希望がないため				

(注意)

- 給与支払報告書が提出された者で、すでに4月1日現在において給与の支払いを受けなくなった者については5月20日までに必ず提出してください。
- 特別徴収税額のある者が給与の支払いを受けなくなった場合には、その受けなくなった月の翌月10日までに必ず提出してください。
- 特別徴収義務者の指定番号および整理番号は、必ず特別徴収税額通知書に記載された番号を記入してください。
- 令和 年1月1日から5月31日までの間に退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人からの申し出がなくても必ず一括徴収してください。

◎新しい勤務先において「特別徴収の継続」をする場合は、次の欄にご記入ください。

給与支払者	名称	月割額 _____ 円を
	所在地 〒 _____	_____ 月分
	TEL () _____	から徴収するよう連絡済です。

オンライン入力

次年度処理

地区	台帳	個人コード	処理区分	事由区分
指定番号		整理番号	収納済月	異動月